

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県収入証紙規則の一部改正
- ◇告示 東郷都市計画事業変更認可
伯南都市計画事業変更認可
豚移入禁止区域の指定
牛流行性感冒予防注射の実施
土地の公用廃止
公有水面埋立追認
土地改良区定款変更認可
- 土地改良区設立認可
- ◇公安規則 幹部派出所巡査駐在所及び巡査派出所
の名称、位置、担任区域及び受持区域等に
関する規則の一部改正
- ◇公告 クリーニング師試験の合格者

規則

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十二年七月五日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第二十八号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則
鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。
別表第一中二の四の二を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

鳥取県告示第三百二十九号

昭和三十三年五月八日発東経第四一号で申請の東郷都市
計画事業松崎駅前温泉土地区画整理設計変更を認可し
た。

昭和三十三年七月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百三十号

昭和三十三年三月二十九日伯耆町発第三七号で申請の伯耆南都市計画事業生山火災復興土地区画整理設計変更を認可した。

昭和三十三年七月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百三十一号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定による移入を禁止する区域として岡山県を指定する。

昭和三十三年七月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百三十二号

次のように牛の流行性感冒予防注射を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六条の規定により牛の所有者に対して注射をうけることを命ずる。

昭和三十三年七月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 実施の目的 牛の流感予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
牛の流行性感冒予防注射

牛 ただし生後三箇月以内、分娩前後一箇月以内のものを除く。

- 四 実施の期日 別表のとおり
- 五 検査及び注射免除の方法

牛の流行性感冒予防液の皮下注射ただし注射は二回注射とする。

別表（西伯郡）

実施月日	実施区域	実施場所
七月 八日	大山町旧大山、所子、高麗	平、坊領、佐摩 所子 高麗
" 九日	大山町旧大山	蔵岡、原 前畑、別所 庄内
" 十日	大山町旧大山	明間、飯戸 種原 名和
" 十一日	大山町旧大山	香取 淀江 光徳
" 十二日	大山町旧大山	赤松 本宮 逢坂
" 十三日	淀江町旧大和、名和町旧光徳	大和 宇田川 光徳

（東伯郡）

実施月日	実施区域	実施場所
七月 八日	東伯町	赤碕町 旧浦安
" 九日	東伯町	赤碕町 旧八橋
" 十日	東伯町	赤碕町 旧赤碕
" 十一日	東伯町	赤碕町 旧以西
" 十二日	東伯町	赤碕町 旧成美
" 十三日	東伯町	赤碕町 旧安田

"	一九日	"	中山町	旧上中山
"	二〇日	"	"	旧下中山
"	二四日	"	由良町	同上
"	二五日	"	大栄町	旧大誠
"	二六日	"	関金町	旧南谷
"	二六日	"	倉吉市	旧矢送
"	二六日	"	"	旧上小鴨
"	二六日	"	"	旧小鴨
"	二六日	"	"	旧社
"	二六日	"	"	旧倉吉
"	二六日	"	"	旧北谷
"	二六日	"	"	旧北谷
"	二六日	"	"	旧高城
"	二六日	"	"	旧灘手
"	二六日	"	"	旧栄
"	二六日	"	"	旧三徳
"	二六日	"	"	旧三朝
"	二六日	"	"	旧中北条
"	二六日	"	"	旧上井

"	"	"	旧西郷
"	"	"	旧上北条
"	"	"	旧旭
"	"	"	北条町
"	"	"	旧下北条

鳥取県告示第三百三十三号
次の土地は、その用途を廃止する。

昭和三十二年七月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

倉吉市岡田字中ノ城二三二番一地从前同所三五八番一地从前農道敷 三三坪七勺
(関係図面は土木管理課に保管)

鳥取県告示第三百三十四号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第三十六条第二項の規定により、次のように公有水面埋立の追認をした。

昭和三十二年七月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 鳥取県知事 遠 藤 茂
- 一 埋立追認の場所 米子市立町三丁目五四番一地从前から同市灘町三丁目七五番一地从前まで水路敷
 - 一 埋立追認の面積 二四坪七合四勺
 - 一 埋立追認の年月日 昭和三十二年七月五日
 - 一 埋立追認の目的 市道用地の替地造成
 - 一 埋立追認を受けたる者 米子市

鳥取県告示第三百三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、佐野川土地改良区の定款変更につき、昭和三十二年七月一日認可した。

昭和三十二年七月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百三十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、湖山町下代土地改良区の定款変更について、昭和三十二年七月一日認可した。

昭和三十二年七月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

鳥取県告示第三百三十七号

気高郡青谷町大字河原前田義考ほか十八人の者から申請のあつた青谷町河原土地改良区の設立について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十条第一項の規定により、昭和三十二年七月一日認可した。

昭和三十二年七月五日

鳥取県知事 遠 藤 茂

公安委員会規則

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十二年七月五日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

鳥取県公安委員会規則第六号

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表 二

巡査駐在所、巡査派出所の名称、位置及び受持区域中

八	中私都村	中私都村大字市場	中私都村
九	上私都村	上私都村大字麻生	上私都村

を

を削り、

八	市場	大字市場	大字市場、上津黒、下津黒、覚王寺、別府、篠波
九	麻生	大字麻生	大字麻生、福地、野町、落岩、山志谷、明辺、姫路
七	中山村石井垣	中山村大字石井垣	中山村のうち大字石井垣、樋口、八重、東積、羽田井、退休寺
七	中山町石井垣	中山町大字石井垣	中山町のうち大字石井垣、樋口、八重、東積、羽田井、退休寺
六二	逢坂村	逢坂村大字下市	逢坂村
一六	東伯町山田	東伯町大字山田	東伯町のうち大字公文、大杉、山田、福永、野田、倉坂
一六	東伯町山田	東伯町大字山田	東伯町のうち大字公文、大杉、山田、福永、野田、倉坂
一七	中山町下市	中山町大字下市	中山町のうち大字下市、上市、岡、松河原、塩津、住吉、殿河内、高橋

を

に

を

に

に改める。

